

令和6年(2024年)6月1日  
総務部行政課契約検査係

## 失格基準価格の設定割合見直しについて

令和6年(2024年)6月1日以後に公告する入札案件から、低入札価格調査における「失格基準価格の設定割合」を次のとおり見直します。

入札参加等にあたり、ご注意くださいようお願いいたします。

改正前	改正後
(失格基準価格) 失格基準価格は、調査基準価格に <u>10分の9.5</u> を乗じて得た額とし、失格基準価格を下回った入札者は失格とする。	(失格基準価格) 失格基準価格は、調査基準価格に <u>10分の9.8</u> を乗じて得た額とし、失格基準価格を下回った入札者は失格とする。